

# 中央市

## 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

### 1 計画の概要

#### ●●●● 計画策定の趣旨 ●●●●

本市では、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とした「中央市障がい福祉計画(第4期)」を展開してきましたが、計画期間が満了となることや、児童福祉法の改正に伴い、平成30年度より新たに「障がい児福祉計画」の策定をすることになりました。

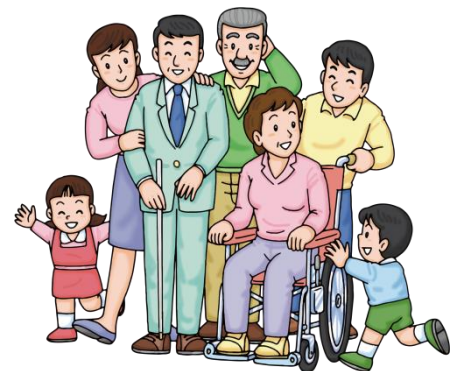
本計画においては、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等(障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業)及び障がい児支援等(障害児通所支援及び障害児相談支援)を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的に、「中央市 第5期障がい福祉計画」と「中央市 第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定することとします。

#### ●●●● 計画の期間 ●●●●

「中央市第5期障がい福祉計画」および「中央市第1期障がい児福祉計画」の期間は、平成30年度～32年度の3年間とします。

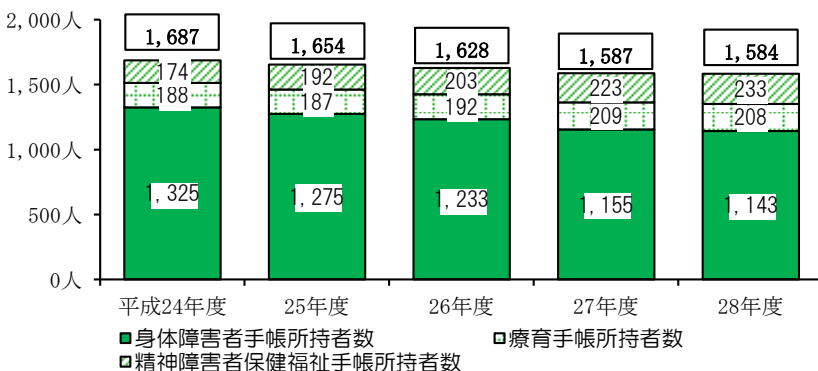
#### 障がい者を取り巻く各種制度の変化

- 「障害者虐待防止法」施行(平成24年10月)
- 「障害者総合支援法」の施行(平成25年4月)
- 「障害者雇用促進法」の施行(平成28年4月)
- 「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月)
- 「障害者権利条約」の批准(平成26年1月)
- 「発達障害者支援法」の改正(平成28年8月)
- 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正(平成30年4月)



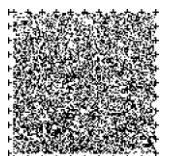
### 2 障がいのある人を取り巻く現状

【手帳の種類別 手帳所持者数の推移】



平成28年度の手帳所持者数は、1,584人となっています。内訳は、「身体障害者手帳所持者」が1,143人、「療育手帳所持者」が208人、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が233人となっています。平成24年度以降、手帳所持者数は減少傾向にあります。平成27年度以降は1,580人前後で推移しています。

資料：福祉課 (各年3月31日現在)



### 3 計画の基本的な考え方

#### ～ 計画の基本理念 ～

「障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、  
ささえあいの地域の中で、  
その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現」

#### 障がい福祉サービスの基盤整備にあたっての基本的な考え方

- (1) 必要な訪問系サービスの保障
- (2) 希望する障がいのある人などへの日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 相談支援体制の充実
- (6) 障がい児支援体制の整備

#### ～ 計画期間中の目標値 ～

##### (1) 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

平成 32 年度末時点の地域生活移行人数は 2 人、入所者の削減見込み人数は 1 人を目標とします。



##### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 32 年度末時点の協議の場の整備か所数は、広域圏域で 1 か所を目標とします。

##### (3) 地域生活支援拠点等の整備

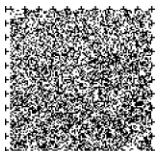
平成 32 年度末時点の地域生活支援拠点等の整備か所数は、広域圏域で 1 か所を目標とします。

##### (4) 福祉施設から一般就労への移行の促進

平成 32 年度末時点の年間一般就労移行者数は 3 人、就労移行支援事業利用者数は 6 人を目標とします。また、市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率 3 割以上の事業所数は 1 か所を目標とします。各年度の就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率は 80% 以上を目標とします。

##### (5) 障がい児支援の提供体制の整備

平成 32 年度末時点の障がい児発達支援センターの整備か所数は、広域圏域で 1 か所を目標とします。保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（維持）は、1 か所を目標とします。重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービスの整備か所数は、広域圏域で 1 か所を目標とします。また、医療的ケア児のための協議の場の整備か所数は、平成 30 年度末までに広域圏域で 1 か所を目標とします。

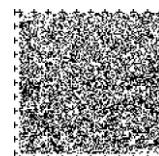




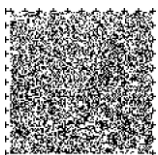
## 4 サービス量の見込み

### 1 障がい福祉サービス

|                |  | 平成30年度  | 平成31年度 | 平成32年度 |
|----------------|--|---|--------|--------|
| 訪問系サービス        | 利用延べ時間(時間)／月   | 480   | 655    | 655    |
|                | 居宅介護<br>(ホームヘルプ)   | 自宅において入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。   |        |        |
|                | 重度訪問介護   | 重度な障がい者で常に介護を必要とする人に自宅での介護、外出時の移動などを総合的に支援します。  |        |        |
|                | 同行援護   | 視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に、外出の同行、外出時の介護等を行います。   |        |        |
|                | 行動援護   | 自己の判断能力が制限されている人が外出する際に、排せつや食事の介護、危険を回避するためなどに必要な支援をします。  |        |        |
| 重度障害者等<br>包括支援 | 四肢麻痺または行動障がいなどで介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスで包括的に支援します。                                 |   |        |        |
| 日中活動系サービス      | 利用延べ日数(日)／月  | 1,135   | 1,135  | 1,135  |
|                | 生活介護   | 主に昼間に事業所において、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会を提供します。  |        |        |
|                | 利用延べ日数(日)／月  | 12  | 12     | 12     |
|                | 自立訓練<br>(機能訓練)   | 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を、理学療法士や作業療法士等によって提供します。 |        |        |
|                | 利用延べ日数(日)／月  | 15  | 15     | 15     |
|                | 自立訓練<br>(生活訓練)   | 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、食事や家事等の日常生活機能を向上するための支援や日常生活上の相談支援を提供します。     |        |        |
|                | 利用延べ日数(日)／月  | 100   | 100    | 100    |
| 就労移行支援         | 定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。 |   |        |        |
| 利用延べ日数(日)／月    | 280  | 280   | 280    |        |
| 就労継続支援<br>(A型) | 通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。                      |   |        |        |
| 利用延べ日数(日)／月    | 950  | 950   | 950    |        |
| 就労継続支援<br>(B型) | 通所により就労の機会を提供(雇用契約は結ばない)し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。                   |   |        |        |

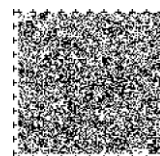


|   |   | 平成30年度     | 平成31年度   | 平成32年度   |    |
|---|---|------------|----------|----------|----|
| 日中活動系サービス   | <b>NEW</b><br>就労定着支援  | 利用実人数(人)／月 | 1        | 2        | 3  |
|   | 就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。 |            |          |          |    |
|   | 療養介護  | 利用実人数(人)／月 | 7        | 7        | 7  |
| 主に昼間に病院や施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。 |   |            |          |          |    |
| 短期入所<br>(ショートステイ)                                       | 利用延べ日数(日)／月<br>※( )内の数字は医療型で、内数   | 180 (20)   | 190 (20) | 200 (20) |    |
|   | 自宅で介護する人が病気やその他の理由により、介護ができなくなった場合、夜間を含めた短期間、施設での入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。  |            |          |          |    |
| 居住系サービス   | <b>NEW</b><br>自立生活援助  | 利用実人数(人)／月 | 1        | 1        | 2  |
|   | 施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、ひとり暮らしへ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。           |            |          |          |    |
|   | 共同生活援助<br>(グループホーム)   | 利用実人数(人)／月 | 13       | 14       | 14 |
| 家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。    |   |            |          |          |    |
| 施設入所支援  | 利用実人数(人)／月  | 21         | 21       | 21       |    |
|   | 夜間や休日に、障がい者支援施設において入浴、排せつ、食事の介護など、必要な介護・支援を提供します。   |            |          |          |    |
| 相談支援  | 計画相談支援  | 利用実人数(人)／月 | 25       | 26       | 27 |
|   | 障がい福祉サービスを適切に利用できるように、指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成します。   |            |          |          |    |
|   | 地域移行支援  | 利用実人数(人)／月 | 1        | 1        | 1  |
| 施設入所や入院から地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について必要な支援を行います。     |   |            |          |          |    |
| 地域定着支援  | 利用実人数(人)／月  | 1          | 1        | 1        |    |
|   | 居宅でひとり暮らしをしている人や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について支援を行います。             |            |          |          |    |

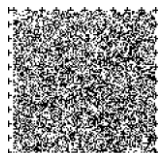


## 2 地域生活支援事業 等

|              |   | 平成30年度                                     | 平成31年度    | 平成32年度    |           |
|--------------|---|--|-----------|-----------|-----------|
| 必須事業         | 理解促進研修・啓発事業                                     | 実施の有無                                      | 実施        | 実施        | 実施        |
|              |   | 障がいのある人等の理解促進のための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。 |           |           |           |
|              | 自発的活動支援事業                                       | 実施の有無                                      | 実施        | 実施        | 実施        |
|              |   | 障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。  |           |           |           |
|              | 相談支援事業  | 実施の有無                                      | 実施        | 実施        | 実施        |
|              |   | 提言や助言等の支援、権利擁護のための援助、委託相談支援事業者の運営評価等を行います。 |           |           |           |
|              | 成年後見制度利用支援事業                                    | 利用実人数(人)／年                                 | 1         | 1         | 1         |
|              |   | 成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成します。          |           |           |           |
|              | 成年後見制度法人後見支援事業                                  | 実施の有無                                      | 検討        | 検討        | 検討        |
|              |   | 法人後見活動の実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築等を行います。 |           |           |           |
|              | 意思疎通支援事業  | 利用実人数(人)／年                                 | 330       | 330       | 330       |
|              |   | 手話通訳者及び要約筆記者等を、委託先の山梨県立聴覚障害者情報センターから派遣します。 |           |           |           |
|              | 日常生活用具給付等事業                                     | 給付等件数(件)／年                                 | 540       | 540       | 540       |
|              | 自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。                     |  |           |           |           |
| 手話奉仕員養成研修事業  | 実施の有無   | 実施   | 実施        | 実施        |           |
|              | 手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を習得したもの)の養成研修を行います。          |  |           |           |           |
| 移動支援事業       | 利用実人数(人)／年                                      | 30   | 30        | 30        |           |
|              | 外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。        |  |           |           |           |
| 地域活動支援センター事業 | 中央市分  | 実施か所数(か所)                                  | 1 (5,000) | 1 (5,000) | 1 (5,000) |
|              | 他市町村分   | ※( )内の数字は<br>利用実人数(人)／年                    | 3 (700)   | 3 (700)   | 3 (700)   |
|              | 自立と社会参加の促進や家庭における介護の負担軽減のために、創作的活動等のサービスを提供します。 |  |           |           |           |



|  |  | 平成30年度     | 平成31年度 | 平成32年度 |       |
|--|--|------------|--------|--------|-------|
| 任意事業   | 日中一時支援事業   | 利用実人数(人)／年 | 1,100  | 1,100  | 1,100 |
|  | 日中、障がい福祉サービス事業者、障害者支援施設等において、障がいのある人等に活動の場を提供することにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族等の負担軽減を図ります。 |            |        |        |       |
|  | 訪問入浴サービス事業   | 利用実人数(人)／年 | 90     | 90     | 90    |
|  | 身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。   |            |        |        |       |
|  | 身体障害者更生訓練費等給付事業  | 利用実人数(人)／年 | 1      | 1      | 1     |
|  | 身体障害者更生施設等に入所している人の社会復帰の促進を図るために、更生訓練費を支給します。  |            |        |        |       |
| 中央市単独事業                                      | 福祉ホーム入居者自立支援事業   | 利用実人数(人)／年 | 1      | 1      | 1     |
|  | 家庭環境や住宅事情等の理由から、居宅において生活することが困難な重度障がい者に、低額な料金で居室その他の施設や介助サービスを利用することにより、自立した地域生活を支援します。            |            |        |        |       |
|  | 施設入浴サービス事業   | 利用実人数(人)／年 | 120    | 160    | 160   |
|  | 入浴が困難な障がい者に、施設入浴サービスを行なうことにより、障がい者(児)の福祉の向上と家族の負担の軽減を図ります。   |            |        |        |       |
|  | 身体障害者就職支度金給付事業   | 利用実人数(人)／年 | 1      | 1      | 1     |
|  | 更生訓練を終了し、就職又は自営により施設を退所することになった人に就職支度金を給付します。  |            |        |        |       |
| 中央市単独事業                                      | 自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成  | 利用実人数(人)／年 | 1      | 1      | 1     |
|  | 身体障がい者の運転免許取得 又は 所有し運転する自動車の改造に要する経費に対し、助成金を交付することにより、身体障がい者の社会参加を促進します。                           |            |        |        |       |
|  | 障害者情報バリアフリー化支援事業   | 利用実人数(人)／年 | 1      | 1      | 1     |
|  | 視覚又は上肢機能障がいのある人がパソコン使用時に必要となる周辺機器等の購入費用の一部を補助します。  |            |        |        |       |
|  | 介助用自動車購入等助成事業  | 利用実人数(人)／年 | 1      | 1      | 1     |
| 自動車をリフト付き等に改造する経費または既に改造された自動車を購入する経費を助成します。 |  |            |        |        |       |
| 中央市単独事業                                      | ヘルプカード配布事業   | 利用実人数(人)／年 | 30     | 30     | 30    |
|  | 外出時、緊急時または災害時において、障がい者等に必要な支援を行えるよう、個人の情報を記載するための携帯カードを作成し、交付します。                                  |            |        |        |       |





### 3 障がい児支援（障害児通所支援・障害児相談支援）

|         |   | 平成30年度   | 平成31年度 | 平成32年度 |     |
|---------|---|--|--------|--------|-----|
| 障害児通所支援 | 児童発達支援  | 利用延べ日数(日)／月<br>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。                                 | 117    | 130    | 130 |
|         | 医療型児童発達支援   | 利用延べ日数(日)／月<br>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練、治療等を行います。                                 | 9      | 18     | 18  |
|         | 放課後等デイサービス  | 利用延べ日数(日)／月<br>放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。   | 504    | 540    | 540 |
|         | 保育所等訪問支援  | 利用延べ日数(日)／月<br>発達に課題のある児童が通う幼稚園・保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。                                 | 14     | 16     | 16  |
|         | <b>NEW</b> 居宅訪問型児童発達支援                                | 利用延べ日数(日)／月<br>重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。 | 10     | 10     | 10  |
| 障害児相談支援 | 利用児数(人)／月<br>障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。 | 12   | 15     | 15     |     |



## 5 計画の推進に向けて

### ●●●● 障がい福祉サービス等の円滑な利用のための方策 ●●●●

#### ① 相談体制の強化

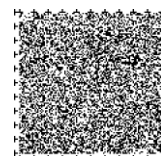
基幹相談支援センターを障がい者の自立と地域生活の推進を図るための拠点とし、相談機能の充実を図るとともに、各関係機関と連携してきめ細かな対応に努めます。

#### ② 地域自立支援協議会の強化

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の構築のために、地域自立支援協議会を中心とした地域の関係機関との協力体制の充実を図ります。

#### ③ 就労支援の強化

公共職業安定所（ハローワーク）等と連携をとり、民間企業・事業所に障がいの特性や障がいのある人の生活や就労の実態を知ってもらうための啓発活動を通じて、障がいのある人の雇用促進をこれまで以上に強化していきます。



#### ④ 支給決定における公正性・公平性の確保

障害支援区分の認定調査の際には、対象者の日頃の状態を把握している家族等から聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会では、支給決定のプロセスの透明化を図り、サービス支給を決定する過程における公正性・公平性の確保に努めます。

#### ⑤ 情報提供の充実

保健・福祉・医療の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がいのある人が生活していく上で必要な情報を容易に入手できるよう、広報紙や各種パンフレット、ホームページなど、様々な媒体を通じて、適切な情報提供に努めます。

#### ⑥ サービスの質の向上 及び 人材の育成

第三者によるサービス評価の実施の検討や評価結果の情報提供に努めるとともに、地域自立支援協議会を活用しながらサービスの質的評価を行います。

#### ⑦ サービス利用の支援と権利の保障

障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える問題の解決や適切なサービス利用を支援するために、基幹相談支援センターや相談支援事業者等によるバックアップ体制の充実に努めます。

#### ⑧ 障がい理解の啓発

平成 28 年度に施行された『障害者差別解消法』や改正された『障害者雇用促進法』に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発を強化していきます。

#### ⑨ 発達障がいのある人の支援

発達障がいの早期発見、早期の発達支援の必要性を重要視し、保健・保育・教育現場での様々な発達障がいに関わる課題について、発達支援コーディネーターを中心に相談や訪問等を行っていきます。

### ●●●● 関係機関等との連携 ●●●●

- ① 専門機関・障がい者団体・事業所・ボランティア団体等との連携
- ② 国・県との連携



### ●●●● 計画の進捗状況の管理と評価 ●●●●

計画を全庁的に推進するため、福祉課が中心となって、庁内関係各課、関係機関・団体、障がいのある人等と連携をとりながら、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

中央市 第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画  
概要版

【平成 30 年 3 月】

発行：中央市 福祉課

〒409-3893 山梨県中央市成島 2266 番地（玉穂庁舎）

電話：055-274-8544/FAX：055-274-1125

